

平成26年度第2回

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

議 事 録

日 時：平成26年7月31日（木）午前10時開会
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

1. 開 会

○事務局（細海食の安全推進課長） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第2回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会進行を務めさせていただきます保健所食の安全推進課長の細海でございます。よろしく願いいたします。

本日の会議は、終了時刻は12時を予定してございますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

最初に、この会議につきまして少しご説明をさせていただきます。

この会議は、札幌市安全・安心な食のまち推進条例に基づきまして、市長の附属機関として設置されたものでございます。本日は、今年度の第2回目の会議となります。

委員の皆様方の出席状況につきましてご報告をさせていただきます。

この会議は、条例の施行規則によりまして、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないことになってございます。ただいまの出席の委員は、松岡委員がおくれておりますけれども、ご出席の委員は12名であり、委員総数17名の過半数を超えてございますので、この会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日はあいにく欠席されております委員を報告させていただきます。

商工会議所の大金委員、農業協同組合の佐藤委員、札幌市中央卸売市場協会の高橋委員、北海道栄養士会の吉田委員の4名から欠席のご連絡を受けてございます。また、イオン北海道の松岡委員につきましては、欠席のご連絡はございませんので、おくれて来られるものと思っております。また、事務局に関係職員が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

そして、この会議につきましては、前回と同様に公開とさせていただいておりますので、ご了承願います。また、この会議の会議録につきましては、後日、札幌市のホームページに掲載する予定でございますので、ご承知おき願います。

◎挨拶

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、開会に当たりまして、保健福祉局保健所食の安全担当部長の山口からご挨拶を申し上げます。

○山口食の安全担当部長 改めまして、おはようございます。

食の安全担当部長の山口でございます。

この推進会議は、ちょうど1年前の7月31日に最初の会議を開催いたしまして、今回で4回目となります。委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから、本市の食品衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしの夏は、当初の予想ではエルニーニョ現象の影響で冷夏になるとのことでしたが、エルニーニョ現象の発生が秋以降にずれ込むこととなったようで、冷夏が一転して猛暑となり、札幌市が発令している食中毒警報も過去最高の早さで、本日、第11号を発令いたしました。8月に入っても暑い日がまだまだ続くようではありますが、幸いにして、本市においてはことしの4月以降、食中毒事件は一件も発生しておりません。どうか、このまま食中毒事件が起きないように切に願っております。

さて、札幌市内には流通しておりませんでしたけれども、中国産のチキンナゲットやベトナム産の冷凍シシャモ、さらには、国内の業者が製造、出荷した未殺菌のレトルトカレーなど、依然として食の安全・安心を脅かす問題が発生しております。札幌市といたしましては、時代の変化や市民のニーズなどに対応し、安全・安心な食のまち・さっぽろの実現に向けた推進計画を策定していきたいと考えておりますが、その策定作業も具体的な段階になってまいりました。

今回の会議では、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの実施結果や指標の達成度をご説明させていただくとともに、前回の5月の会議でお示した推進計画の施策の展開をさらに肉づけした構成案をご検討いただきたいと考えておりますので、委員の皆様方の活発な議論をお願い申し上げまして、開会に当たっての私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎配付資料の確認

○事務局（細海食の安全推進課長） それでは、本日の資料をご確認させていただきます。

皆様のお手元には、上から式次第、座席図、委員の名簿の各1枚物があるかと思います。そのほか、本日使う資料といたしましては、資料1から4までです。資料1は、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの事業等というA4判横のものです。資料2は、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン指標達成状況というA4判縦の1枚物です。資料3は、A4判横の推進計画の施策展開整理です。資料4は、推進計画構成案というA4判横のものです。

本日は、資料1から4までを使います。事前に各委員にお配りしてございましたが、本日お手元のない委員がおりましたら、挙手していただけたら予備をお渡しいたします。

皆様のお手元にごございますでしょうか。

そして、情報提供の資料として、札幌市食品衛生管理認定制度、通称しょくまると呼んでおりますけれども、その啓発リーフレットとあわせまして、8月から募集をいたします市民交流事業の“食の現場を見に行こう！”産地見学バスツアーのお知らせという二つのリーフレットを置いてございますので、参考にいただければと思います。

それでは、ここから議事に入らせていただきます。

ご発言につきましては、挙手の上、お近くのマイクの使用をお願いしたいと思います。

これ以降の会議の進行につきましては、池田会長をお願いしたいと存じます。よろしくようお願いいたします。

2. 議 事

○池田会長 皆様、おはようございます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

皆様、ご協力をお願いいたします。

本日の議題は、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン実施状況について、推進計画構成案について、その他となっております。

まず、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） 皆さん、おはようございます。

調整担当の伊藤です。よろしく申し上げます。

それでは、私から、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの実施状況についてご説明いたします。

座って説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、お手元の資料1のさっぽろ食の安全・安心推進ビジョン実施状況一覧と資料2のさっぽろ食の安全・安心推進ビジョン指標達成状況をご用意ください。

このたび、推進計画の暫定版として取り扱っており、現在実施しておりますさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンは、まだ進行中ではありますが、ビジョンにかかわる関連部局に対しても照会をかけ、約5年間分を取りまとめいたしました。ビジョン指標達成状況についてもあわせて示しますので、推進計画の策定の参考にさせていただきますようお願いいたします。

ビジョン策定以降の食の安全・安心をめぐる事件・事故につきましては、前回も説明しましたがけれども、原子力発電事故による放射性物質の汚染問題、あるいは生肉によるO-111食中毒事件、本市で起こりました浅漬けによるO-157食中毒事件、去年は産地等の食品表示偽装事件や冷凍食品への農薬の混入がございました。それから、直近では、上海の期限切れ食肉事件等がございまして、毎年度のように事件あるいはトピックがございまして、市民の関心、不安は高どまりを続けているような5年間になっていると思っております。また、ノロウイルスの流行もございます。

資料1をごらんください。

実施状況について概要を説明します。

時間もございますので、ピックアップしながら説明させていただきたいと思います。

まず、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン施策の柱Ⅰの安全の確保について説明します。

基本施策1の食品に関する健康危機管理の強化・充実です。

1の健康危機の未然防止対策についてです。

(1) 計画的かつ効率的な監視指導及び収去検査として、①市内の食品関係施設の監視

指導を年間約5万6,000件、それから、②の市内における製造または販売食品の抜き取り検査を年間約1,150件行ってきました。

スライドをごらんいただきたいのですが、収去検査は平成22年と平成23年の間でこのように数がかかなりふえているのですけれども、これは、放射性物質の汚染問題による検体数の増加がありまして、数がふえております。それから、監視指導件数につきましては、先ほど大体5万6,000件とお伝えしましたけれども、そのように推移しております。

右側が収去件数になっておりまして、左側が監視指導件数及び指導件数になっております。また、カンピロバクターやノロウイルスの指導件数についても、立入調査や文書を発送しておりますので、それほど数は変わらないですけれども、若干ふえております。

次に、(2)正しい知識の普及と啓発です。

①の食中毒警報と②のノロウイルス食中毒注意報の発令がございます。食中毒が発生しやすい気象条件が予想される日に食中毒警報を発令しており、今年もかなりの数を発令しておりますけれども、年間で約17回です。それから、ノロウイルス食中毒注意報については、年間に1回ぐらい出しておりまして、これは1回出すと3月31日まで継続するようなものになっております。昨年度は、このように札幌市保健所に食中毒警報とノロウイルス注意報に関する懸垂幕を作成し、市民の皆様にも啓発を促しております。

それから、③事業者向け講習会の実施と④市民向け出前講座の実施です。これにつきましては毎年の差異はそれほどないのですけれども、市民出前講座の参加人数と回数として、年間で出前講座は約130回、4,700人ぐらいの市民の皆さんに参加していただいています。それから、事業者向け講習会は年間で120回開催し、4,000人に参加していただいております。

それから、⑤園児等に対する食中毒予防啓発事業の実施です。ほかの栄養士や保育士と一緒に連携・協働して行った事業になります。CDとDVDを作成しまして、おおむね市内の幼児教育施設に配布して活用していただいております。また、昨年度は紙芝居なども作成してホームページにアップしております。そして、リーフレットを作成したり、各種イベントで保育園の子どもを動員しながら普及啓発を実施いたしました。

次に、(3)の発生時を想定した模擬訓練の実施です。大規模食中毒や感染症を想定したシミュレーション訓練を平成23年から年間で約1回開催しております。北海道と連携したり、あるいは、ホテルや社会福祉施設の事業者を対象にこのような訓練を実施してきました。

次に、2の健康危機の発生時対策です。

対人調査と対物調査を年間で約500件やっております。また、被害拡大防止の措置や食中毒や違反食品等の公表等、(2)から(4)まで書いておりますけれども、年間約6件の営業停止などを行いまして、それを公表し、衛生教育を行っております。そして、再発防止のための分析、評価などを年間で13件ぐらい行ってきました。

ここで、本市の食中毒事件数と患者数の推移についてスライドをごらんください。

このように、平成25年は17件の事件がありまして、患者数も637名と右上がりになっております。そして、病因物質別の発生件数の推移とその内訳です。ここに9件と書いてありますが、これがノロウイルスで、水色の4件とこちらの3件はアニサキスになっておりまして、最近ではアニサキスによる食中毒事件もふえております。

次に、2ページをごらんください。

基本施策2のフードチェーンにおける食の安全確保です。

まず、1の市内で生産される農畜産物の安全確保です。

(1)から(4)まで、肥料等に係るモニタリング調査、農薬の適正処理に関する普及促進、家畜伝染病対策に対する指導の徹底、畜舎衛生対策などがございまして、札幌市にございまして農業支援センターで実施しております。

それから、2の製造・加工、流通及び販売における食の安全の確保です。

(1)科学的で効率的な監視指導につきましては、①の食品製造施設における監視指導の強化ということで、年間約2,500件行っております。それから、②の札幌市中央卸売市場において、有毒な魚介類やキノコ、山菜等の排除などを目的とした、監視指導や試験検査を、年間で約1万施設ほど実施しております。そして、③の食品の種類別対策です。年間延べ監視指導件数は約1万4,000件と書いてあるのですが、スライドにお示しした例は平成26年度の食品の種類別対策の項目です。生食用食肉や食肉及び食肉製品、牛肝臓、乳及び乳製品、水産食品、漬物、浅漬けというO-157由来のものなど、このように、毎年、重点事項を設定しまして、重点的に監視指導を行っております。

それから、④の食中毒防止対策につきましては、先ほどお話ししましたが、ここにカンピロバクターとノロウイルスの指導件数と書いておりますけれども、立入調査や文書発送などを行いまして対策を行っております、年間約1万8,700件となっております。

それから、⑤適正表示対策です。食品表示が適切かを立入検査時に確認しております。アレルギー表示や遺伝子組み換え食品、食品添加物などについては、抜き取り検査を行っているときにあわせて確認しております。また、JAS法などの他法令についても連携して対応しています。また、⑤の中の②に栄養表示基準や特別用途の食品の表示、健康保持増進効果の虚偽・誇大表示等に対する相談、指導と書いてあるのですが、これは、健康企画課の栄養士等が行っております。

次に、(2)収去検査の充実・強化です。

①の収去検査の実施については、先に説明しましたので省略いたします。②の輸入食品の検査の実施につきましては、先日、上海の事件もありましたので、皆さんも注目したいところではあるかと思いますが、輸入食品については年間平均約240検体の検査をしております。③と④は読んでいただければと思います。

次に、(3)臨時営業に関する相談対応です。

臨時営業をやる前に事業者から相談等を受けているところですが、スライドに臨時営業の許可件数を入れさせていただきました。臨時営業とは、固定店舗を構えず、一定の期間

大通公園などでやるようなイベント時の屋外営業になります。オータムフェストの拡大や、地下歩行空間の開通、YOSAKOI、ビアガーデンなどがありますけれども、大通公園でのイベントがさまざま増えてございますので、それに伴って臨時営業の許可もふえており、それに対する指導も実施してまいりました。

次に、（４）食の安全に関する市民相談への対応です。

さまざまな食品に関する相談等を市民の皆さんが寄せておりますけれども、それも年間約２，８００件対応しております。

次のページをごらんください。

次に、基本施策３の事業者の自主的取り組みの促進についてです。

１の事業者の自主的取り組みへの支援です。

（１）監視指導を通じた自主管理の推進です。

講習会や監視指導を通じまして、記録の作成等、自主的な衛生管理の推進を図り、規格基準が定められた食品を製造する事業者に自主検査の報告を年間約４０件してもらっています。

次に、（２）自主回収に係る対応です。

こちらは、スライドをごらんください。

以前にリーフレットをお配りしたと思うのですがけれども、昨年１０月から施行した制度になります。食品等の異常を事業者が発見し、自主回収を決定することになったら保健所に届けていただき、保健所がそれをホームページ等に掲載して広く回収を促す制度になっております。昨年は３２件の報告が来ておりましたので、こういったこともきちんと制度化して実施しております。

次に、（３）さっぽろ食の安全・安心推進協定です。

これも、皆様に何回か説明しておりますけれども、食の安全・安心に関するマイルールを事業者に設定していただきます。この写真の右は市長になりますけれども、札幌市と協定を交わす事業になっております。

こちらのスライドは、７月２４日に北２４条商店街でノースロード２４フェスタという地域のお祭りがあったのですけれども、北２４条商店街の事業者２４名と協定を締結しました。出席された方は１１名ぐらいだったのですけれども、そういった地域のお祭りの中でも協定締結式を行い、食の安全・安心について取り組んでいくという感じでPRをしていただきました。

次に、（４）食品衛生優良施設等の表彰です。

衛生管理の優秀なところに保健所長表彰と市長表彰をしております。保健所長表彰につきましては年間約６０施設、市長表彰については年間約４０施設程度を表彰しております。

次に、（５）自主管理制度の普及強化です。

スライドにマークを入れましたけれども、しょくまると呼ばれているものでございまして、札幌市食品衛生管理認定制度として、HACCPの考え方を取り入れて、一定水準以

上の衛生管理を行っている施設を認定いたしました。年間約10施設ですけれども、今のところは59件ありまして、ビジョンの達成指標が60件ですので、今年度にあと1件認定すればビジョンの指標を達成する見込みになってございます。

次に、(6) 中小企業の経営基盤強化への支援です。

これは経済局の管轄になりますが、さっぽろ産業振興財団の札幌中小企業支援センターが融資、創業、経営革新等の相談を受けまして、アドバイスや融資、あっせん等を行っており、年間で約5,500件になります。ただ、食品事業者の内訳が出ていないので、数は申し上げられないのですが、こういった形で食品事業者も含めて、融資、あっせん等を行っているということでした。

次に、2の札幌市の施策における自主管理の推進です。

(1) 学校・保育所における給食の安全確保、(2) 食物アレルギーへの対応につきましては、保育所と教育委員会で、給食について、それぞれ保育所の札幌市給食管理運営指針や札幌市学校給食衛生管理マニュアル、あるいは、アレルギーにつきましては札幌市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル、学校給食における食物アレルギー対応の手引きなどを整備しまして、これに基づき食物アレルギーのあるお子さんに対して除去食の提供等を実施しています。

次に、(3) 中央卸売市場における食の安全確保です。

場内関係業者に講習会等を実施するとともに、②に書いてありますが、卸売業者、仲卸業者に対しまして品質管理マニュアルを整備させ、市場の食の安全・安心を徹底させております。

ここで、資料2の指標達成状況をごらんください。

今の施策の柱Ⅰの安全の確保については、スライドにも示しておりますが、これらのビジョンに対する指標達成状況について中間報告させていただきます。

まず、一番上の発生時を想定した模擬訓練等の実施です。

先ほどご説明しました健康危機管理のシミュレーション訓練で、年1回実施することを指標としております。今年度がまだ終わっていませんが、達成予定でございます。

次に、さっぽろ食の安全・安心推進協定の締結数です。

今年度までに300件の目標ですけれども、今、二百二、三十ぐらい数があります。今年度は各区も含めまして積極的に取り組むことになっておりますので、達成の見込みでございます。

次に、札幌市食品衛生管理認定制度の認定数です。

平成26年度まで60件ですが、今のところは59件で、あと1件ですが、達成予定で

す。続きまして、資料1の4ページをごらんください。

施策の柱Ⅱの安心と魅力の創出です。

基本施策1の食の安全に関する相互理解です。

1の情報の発信です。

(1) ホームページや情報誌等による情報提供です。

ホームページにおいて、食中毒発生状況や自主回収の報告など、食品衛生に関することについて幅広く公開しており、スライドのように、食中毒についてのパンフレット、あるいは、お肉の生食が問題になったときには、「ちょっと待って！お肉の生食」といったリーフレットを作成しております。右側の写真はキッチンメールになりまして、キッチンの衛生管理について、幅広く市民に行き渡るようにパンフレットやリーフレットを作成しております。年間で約1万3,000部となっております。

次に、(2) 事業者等との連携による情報提供です。

食品衛生情報誌等民間発信拠点として協定事業者等の協力も得ながら食品衛生情報誌を市民に身近な場所から配布して認知向上を行うものです。肉の生食が問題になったときに啓発ポスターを置かせてもらいました。

次に、(3) 展示、イベント等による情報提供です。

①の消費者センター展示コーナーは、消費者センターが行っているのですが、展示コーナーを設け消費選択に必要な知識や暮らしに役立つ知識の普及と啓発を行い、年間で約1万2,000人が訪れております。

②の食の安全・安心関係イベントにつきましては、スライドに写真を載せておりますけれども、平成22、23、25年度に実施しております。1回で約2万5,000人の参加者を動員しております。より多くの市民や事業者に食の安全・安心について興味を持っていただきました。また、昨年度に実施しました事業につきましては、事業者の協賛を得て物販等も行いながら食の安全・安心についてPRをしていただきました。

③の市場の展示室は、市場に見学室等を設けまして、年間で約5,000人の人が訪れて、見学して、勉強していただいております。

次に、(4) 給食等における情報提供です。

保育所等につきましては、野菜を切ったりするような簡単なお料理教室などをやらせているのですが、先ほどの手洗いソングなどを活用して食べる前や料理前にきちんと手を洗うことを児童に教え、食品衛生について知識を深めてもらうことにも取り組んでもらっております。それから、学校給食につきましても、給食便りなどで情報提供を実施しています。

2の事業者の取り組みの可視化と食の安全に関する意見交換です。

(1) 事業者の自主的な取り組みの可視化です。

先ほどご説明しました協定事業がございまして、ここでガイドブックを年間で約5,000部発行し、札幌市のいろいろなところに置き、市民にわかりやすく情報提供させていただきました。

次に、(2) 意見交換会の開催です。

これもスライドをご確認ください。

さっぽろ食の安全・安心市民交流事業は、本日リーフレットをお配りさせていただきましたが、市民が農場や工場見学などを体験しまして、食品関連事業者と意見を直接交換したり相互理解を深めたりするような事業で年間で2回実施しております。20名から30名ぐらいを募集しております。

漬物工場を見学したり、農家を見に行ったり、あるいは、スーパーの方のお話を直接聞いたりしてきました。

次に、(3) 市民意見の聴取と施策への反映です。

年間の単年度計画になりますが、監視指導計画を策定するときにパブリックコメントを実施し、市民の意見を募集し、単年度計画に反映させます。今、策定してございます計画案についても、おおむねできましたらパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映させていきたいと考えております。

それから、市民アンケートの実施です。

無作為抽出した市民に食の安全・安心に関するアンケートを実施しました。これは、市民まちづくり局が行っているものになりますので、食の安全・安心に関しての項目を入れていただいたものになります。平成24年度には食品中の放射性物質についての質問を行いました。約1万通を発送し、回収率が47.4%でした。また、今年度、食の安全・安心について、約5年ぶりになりますけれども、当時と意識がどのように変化したのか、5年前に行ったような項目も含めて現在聞いております。8月下旬から9月ぐらいには報告が上がってくる予定です。

次のページをごらんください。

基本施策2の食の安全確保に協力する市民の拡大です。

1の学習の推進と人づくりです。

(1) 市民向け出前講座は、先ほど説明しましたので、省略します。

次に、(2) 消費生活セミナー等の実施です。

市民を対象とした食品表示にかかわるシリーズ講座を展開し、年間で約7回やって、1回で240人ぐらい訪れたと消費者センターから聞いております。

次に、(3) 食の安全・安心モニター制度です。

これもスライドに少し載せましたが、札幌市から30名程度の委嘱された市民モニターが食品の表示や利用した店舗の衛生状況について調査、報告して、食の安全・安心についての情報や意見を提出してもらう事業になっております。こちらの左側が調査票になっておりまして、店舗の衛生状態をこれでお知らせいただきます。それと同時に、右の食品表示ハンドブックを差し上げておりまして、食品表示についての見方が詳しく書いてありますので、モニターの方は勉強しながら事業に取り組んでいただいております。

次に、(4) 学習意欲を高める仕組みづくりです。

食の安全・安心のイベントと子ども向け体験学習会を参照としておりますが、このようなものを通じて学習意欲を高めてもらいました。

次に、2の子ども・若年層への啓発です。

(1) 園児等に対する食中毒予防啓発事業と(2) 給食等における情報提供については再掲になりますので、省略させていただきます。

子ども向け体験学習会の開催について、スライドに写真を載せましたけれども、小学生が札幌市中央卸売市場やスーパーを訪れて食品衛生監視員の仕事を体験しながら食の安全について知識、理解を深めるもので、年に2回やっております。左側が中央卸売市場に行って競りを見たりマグロを切っているところを見ているもので、右側はスーパーのバックヤードを訪れて、どういうふうに食品の衛生管理が守られているか、温度を実際にはかかったりしながら学習していただいております。これにつきましては、小学生向けのフリーペーパーを発行している事業者に業務を委託しておりますので、実施時の募集と実施後の報告に関して全小学生に行き渡るように情報誌に載せていただき、そこで同時に周知啓発を図っております。

次に、(4) 学生との連携による事業実施です。

これは、市内の大学と連携しまして、食育モニターとして登録している市内の大学生に、食の安全・安心モニターとして一、二名程度事業に参加していただいております。

次に、6ページをごらんください。

基本施策3の地産地消の推進及び環境への配慮です。

1の地産地消の推進です。

(1) 「さっぽろとれたてっこ」及び「さっぽろ圏地産地消」の推進です。

これは経済局が行っている事業になりまして、さっぽろとれたてっことは環境に配慮した農産物を認証する制度であり、こういったことを実施しております。

次に、(2) は再掲になりますので、省略いたします。

次に、(3) 地産地消を進める事業者への支援です。

協定のガイドブックに地産地消についても含めてマイルール等に掲載しておりますので、そういった形で事業者を支援させていただいております。

次に、(4) 給食等における情報提供です。

保育所の給食などにつきましては、食材を活用して味わうことや見る等の体験や野菜栽培などを行って、地産地消や郷土食の取り組みを通じて情報を発信したと聞いております。

次に、2の環境への配慮です。

(1) 資源の有効活用及び食品廃棄物の発生抑制です。

落ち葉や生ごみを原料とした資材などを活用した堆肥の利用や化学肥料の使用を減らす技術の普及を生産者に対して経済局で進めました。また、環境局からは、③の食品残渣等の効率的な収集、運搬体制の整備を進めました。

次に、(2) 土壌診断等による環境保全型農業の推進です。

農業支援センターで土壌分析の結果に基づく技術指導を行っています。

次に、(3) 環境に配慮する事業者への支援です。

ごみ減量など、環境局で事業者の先進的な取り組みの紹介、普及を行っています。

次に、(5) さっぽろ学校給食フードリサイクルです。

これは、教育委員会で学校における食育・環境教育の一環のものです。給食調理の過程で出る調理くずや生ごみを堆肥化して生産者がその堆肥を利用して作物を栽培し、さらに、その作物を給食の食材に利用するフードリサイクルという取り組みを継続しております。

次のページをごらんください。

基本施策4の災害等への備えを通じた安心の創出です。

(1) 札幌市による食料等の確保です。

危機管理対策室に聞きましたけれども、これまでは、避難場所の避難者数に応じた食糧の備蓄だったのですけれども、それを2食分の26万6,000食に増強したということです。

次に、(2) 市民、事業者自らの防災対策の推進です。

出前講座等による防災意識の普及啓発を行っています。

次に、基本施策5の食産業・観光への寄与です。

これにつきましては、スライドをごらんください。

(1) 市内施策を視野に入れた食のブランド力の向上です。

①食の安全・安心おもてなし推進事業につきましては、今年度実施予定の事業になっております。アレルギー表示や栄養成分表示、禁煙、バリアフリー、あるいは、外国人対応など、分野ごとの取り組みを食のおもてなしとして認定して、市民に情報提供を行う事業を予定しております。

次に、(2) 地元企業との連携・協働です。

協定締結者とともにイベント、市民交流事業、あるいは、Gメン体験事業などを連携して実施しております。

次に、(3) 効果的な広報です。

これは、市長政策室の広報媒体の活用や観光文化局で観光案内所等に協定ガイドブックを置いていただいたり、イベント会場内でも各種リーフレットを置いていただいております。

最後に、資料2をごらんいただきたいと思います。

下の指標Ⅱの安心と魅力の創出です。

食の安全に関心があり、注意を払っている市民の割合は、数値指標としては80%ですが、昨年度は85%になっておりまして、今年度についても80%を超えるのではないかと見込んでおり、指標達成予定でございます。

次に、食品衛生情報の民間発信拠点数です。

今、200施設を目標としていますのですが、スーパーを中心に声かけをしております、おおむね180施設ぐらいのスーパーにご協力いただく予定であり、ホテル等も協力依頼して、今年度中に目標を達成したいと思っております。

次に、食の安全・安心モニターの委嘱人数です。

150人ですけれども、今年度は30人に既に委嘱しましたので、5年分で150人ということで、達成しております。

以上で、さっぽろ食の安全・安心推進ビジョンの事業の実施状況についての報告を終わります。

○池田会長 ありがとうございます。

たくさんの実施状況や達成状況についてご説明をいただきました。

ただいまのご説明につきまして、委員からご意見やご質問等がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木寄委員 資料2の指標の安心と魅力の創出の食の安全に関心があり、注意を払っている市民の割合について85%とおっしゃったと思うのですが、これはどういうところから割り出した数字ですか。

○事務局（伊藤調整担当係長） これは、行政評価として市民へアンケートを毎年度としており、今年度のアンケート調査の結果、85%という数字が報告で上がってきております。

補足させていただきますと、行政評価は市長政策室で行っておりまして、市民へのアンケートはこの項目だけではなく、ほかの分野の指標についての項目もありますが、その中で食の安全に関心があり、注意を払っている市民の割合は85%という値になっております。

○森委員 今の質問に関してですが、市民にしている質問内容はこういう漠然とした質問ですか。食の安全とは何を言っているのでしょうか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 設問そのものは、具体的ではなく、食の安全に注意を払っていますかという漠然としたものです。ですから、具体的に、輸入食品や食中毒などに関するものではなく、あくまでも漠然とした食の安全という大きなくくりでの質問となります。

アンケートの質問項目は、オール札幌市でたくさんあるので、食に関する質問はどうしても数が限定的であり、項目に関しても細かくはなかなか聞けませんので、こういう形の漠然としたものが多くなります。

今年度のものは、先ほどの説明の中でもありましたように、8月いっぱいぐらいでまとめるようにしておりますが、食品に関する項目も本当にごくわずかししか入れていただけなので、どうしても漠然とした項目になることはご了解願いたいと思います。

○池田会長 よろしいですか。

○森委員 いいかどうかという意味でしたら、余りよろしくないのではないかと考えています。細分化されたら市民が回答しづらいということはあるのですけれども、大変辛辣な言い方になりますが、安全に関心があって注意を払っているかと聞かれたら、誰でも「はい」と言うと思います。ですから、本当に聞きたい意味があるかはわかりにくい設問なの

ではないかと思えます。

○木寄委員 85%で達成したと胸を張れるものなのかどうかは私にはわかりません。そんな漠然としたことにこういうふうに答えた人が85%いたのですというぐらいのことで目標を達成しましたと言っていいのかという感想を持ちました。

○事務局（細海食の安全推進課長） 今、指標のお話がありましたので、事務局から補足させていただきます。

このビジョンをつくるときの基準値がどうしてもベースになるのですがけれども、当時はこういうふうな質問の仕方でも70%を切っている状況でしたので、数値を引き上げ、市民の関心を高めたいということがありました。

先ほどの最初のスライドにもありましたように、毎年いろいろな事件があり、平成21年度当時もいろいろな食品の事件・事故があったはずなのに7割を切っておりました。やはり、関心を高めなければいろいろな施策にも市民の方は参加していただけませんので、普及啓発にも力を入れ、この数字を上げようということで、当時のビジョンをつくるときに、いろいろなご意見をいただき、指標として決めました。

今回新しく計画をつくりますので、この中で、5年後を見据えて、この計画をやったことによってよくなったと見えるか、何を指標にするかについても、皆さんに計画を見ていただいて、ご意見をいただきたいと思えます。

そういった意味もあり、現行のビジョンの指標はこうなっていますとご説明させていただきました。今、6項目ありますけれども、数値指標は見やすいですので、こういうことを踏まえて、新計画の指標にはどういった項目がいいのか、どういったものを選んでいくかは今後の議論の中でご意見をいただきたいと考えております。

○池田会長 こういう指標は評価が非常に難しいのではないかと思えます。みんなに関心があり、注意を払っているということは、危ない食品が出回っている可能性が高いということだと思えるのです。もし関心がなく、注意を払っていないとなると、何も考えなくても安全なのだという指標にもなるのです。

ただ、現状はそんなに安心していただける状況ではないので、今のところは全員で監視しながら食の安全をみんなで高めていこうという指標にしたいということでございました。ですから、今策定しております案には、これも踏まえて盛り込んでいけたらと考えております。

○行方委員 資料1の2ページです。下から二つ目に（3）臨時営業に関する相談対応とあります。先ほどご説明にありましたように、これは大通公園で各種イベントをやったときの出店者のことだと思えるのですがけれども、たまに大通公園の通路というか車道の隅っこに販売車が出てクレープかアイスクリームを売っており、あれっ、営業許可をちゃんととってやっているのかと思うことが何度かあったのです。

それから、運動会シーズンに近くの小学校で運動会を実施しているときに、販売車が2台ぐらい出ていたのです。そうすると、パトカーが来て取り締まっていたようです。私も

お買い物に行く途中でそんなにじっと見ているわけにもいかなかったのですが、撤去するように指導していたのです。だから、ああいうものを見たら、ちゃんとした営業許可をとってやっているのかなと思ったのですけれども、保健所で把握されているのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○事務局（細海食の安全推進課長） イベント会場とかの一部に自動車に入って、いろいろな食品を提供するものを我々は自動車営業と呼んでおりますけれども、簡易な加工で食品を提供するというので、保健所の許可をとっております。自動車の本体に保健所の許可済みというようなペイントもしているはずなので、もし見かけたら、車体にそういった記載があるかを見ていただきたいと思います。許可をとっている車にはそういう記載が必ずあります。

普通、自動車営業はある場所に車をとめて物を売ることになるのですが、先ほどの運動会のお話もありましたように、車道のところに長時間とめることは想定しているわけではありません。あくまでもスーパーの駐車場やイベントの敷地内など、問題がないところにとめるのは構わないのですけれども、公道は駐車禁止となりますので、長くとめているとお巡りさんの指導の対象になります。ただ、基本的に食品提供の許可は出しておりますので、見ていただいて、許可済みということであれば安心して利用していただいて構わないかと思います。

○行方委員 許可済みというプレートはどの程度の大きさですか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 30センチ四方の大きさです。

張ると剥がれて落ちてしまったらわからなくなりますので、車体の一部にペイントで札幌市保健所の許可済みと書いております。それを書かないと逆に皆さんに疑われてしまいますので、見ていただければと思います。

○森委員 伊藤係長、ご説明をご苦労さまでした。説明については大変よくわかりました。質問です。

まず、ビジョンの説明の中で危機管理の強化については、どういうふうに事業をやってきたかが本当に伝わってきたのですけれども、具体的に一市民として家族や本人が中毒にかかったときの対応の仕方が案外伝わっていないのです。安全・安心推進ビジョンの中に個別のレベルの対応は書いているのでしょうか。

例えば、カンピロバクターに感染しておなかが痛い、下痢が起きているときに、どこに、何を、どういう順番で連絡して治療を受けたらいいか、あるいは、治療以上のことをしなければいけないのかをほとんどの市民がわかっていないように思うのですが、それは推進計画の一部に含まれませんか。今後どのような対応をしていくかということです。

もう一点は、幼児の施設や事業者などに対して衛生管理の徹底をこのようにやってきたということは伝わってきたのですけれども、一市民のレベルではイベントに行き行って勉強する人たちは多分相当少ないと思います。本当に瑣末なことでお恥ずかしいのですが、一番気になるのは札幌市の女性ほど手を洗ったときに拭かないで出ていく人が多いところはい

ない、あるいは、手を洗わないで出ていく人が多いまちは政令指定都市でここだけではないかと思うぐらい困った事態で、水面下でノロウイルスなどの発生件数をふやしているのではないかと思っています。

この手の話は、男性は非常に苦手で、何か思い当たるところがあるのか、みんなしんとして真面目な話にならないということがあるので、その辺についての見解も教えていただきたいと思います。そういう市民レベルの何かのイベントに出て、何かを教わるのではなく、もっと根本的な啓発がもう少し必要ではないかと思っています。

○事務局（細海食の安全推進課長） 最初に、食中毒の対応の話がありましたので、私からお話しします。

一般的には、食中毒の菌の種類やその菌の特徴などをホームページで紹介しております。そして、先ほどの菌の名前も出ておりましたけれども、食中毒かどうかは、おなかが痛いだけで決めていただくのは危険な面がございます。食中毒か感染症か、あるいは、細菌性なのかウイルス性なのか、また、おなかを冷やしたり、食べ過ぎたり、食べ合わせでも下痢をしますので、最初におなかが痛くなったときに食中毒をすぐ連想して自分の考えだけですぐということではなかなか難しい面がございます。ですから、健康に影響が出たときには、まずは医療機関に行って専門の先生に診ていただくことになろうかと思っています。最初のおなかが痛いときや下痢をしている段階で何々菌あるいは食中毒と独自判断をするのは危険だと思っています。

そういう意味では、有症状状況になりましたら、まずは医療機関を考えていただければと思います。ですから、食中毒になったときの対応についてオープンに何か出しているものもございませんので、医療機関を活用していただきたいと思います。

また、手洗いのお話についてです。

手洗いにつきましては、食中毒と感染症の両方の予防は、先ほどのお話のノロウイルスの対策の中でも非常に重要です。逆に、ノロウイルスは手洗いしか効果がないぐらいで、そういう意味では、食中毒予防と感染症予防の両面から連携して、手洗いを啓発していかなければならないと思います。

先ほど、乳幼児施設への手洗いソングについてお話をいたしました。子どもには小さいうちからそういった習慣をつけていただきたいということもありますし、子どもに対して啓発しますと親御さんにも情報が伝わりますので、子どもからお母さんへ、そして、お母さんにつながれば家庭の食卓にも影響が出まして、調理前に手洗いをするようになるかと思っています。ですから、いろいろな場面で手洗いの普及啓発には取り組んでいきたいと思っておりますので、イベント等のほかに何かいい方法がありましたら、我々に言っていただければ、ぜひ施策の参考にさせていただきたいと考えております。

○松井委員 今の質問に関連します。

ビジョンの説明を聞いて、札幌市の保健所はこんなにたくさんいろいろなことをやっていたのだと再認識いたしました。が、せつかくやっているのに意外と知られていないのかと

感じました。いろいろなイベントでお知らせしたり、キッチンメールなどの情報提供をいろいろなところでしていると思うのですが、それがどこまで市民の方たちに到達しているのかと思うと、もったいないような気がします。

多分、いろいろなところにいろいろなパンフレットが置いてあると思うのですが、その置き場所も今のところでいいのかどうか、もうちょっと範囲を広げることも必要かと思えます。今だと行政寄りのところが多いと思うので、ちょっと違うところにするなど、せっかくやってもお知らせしたいことが届かないとまずいと思うので、その辺はこれからいろいろと考えていけたらなと思えます。

質問というよりも、要望です。

○事務局（細海食の安全推進課長） ありがとうございます。

確かに、いろいろなことをやっても、届かないと何もなりませんし、いろいろなPR物も手にしていただいてこそそのものだと思います。そういう意味では、先ほどの説明の中で民間発信拠点数が200という指標がございましたが、今年度は大型スーパーと連携いたします。皆さんが買い物するのは大型スーパーが中心だと思っておりますので、大型スーパーにキッチンメールのような情報誌を置かせていただくように調整してございまして、了解を得ております。ですから、今年度からは大型スーパーにいろいろなものを置かせていただき、皆さんのお手元にこういった情報ができるだけ届くようにしたいと思います。

どうしても、広報さっぽろやホームページ、あるいは、保健所や保健センターにいろいろなものを置きがちですが、保健所や保健センターは来る方は限られています。小さいお子さんがいる方は保健センターに来られることがあるかと思うのですか、そうではない方は保健センターに来る機会はなかなかございません。あるいは、保健所のホームページもきっかけがないとインターネットで見ようとはならないかと思えます。ですから、スーパーの場所を借りてPRしたり、あるいは、ことしの1月には大型イベントの中でいろいろなリーフレットを通行する方に配り、情報提供いたしましたので、今後ともいろいろな面で工夫していきたいと考えております。

○異委員 先ほどのこととも関連するのですが、園児や小学生に対して啓発活動が行われているということが資料を読んでわかりました。しかし、その次の中学生や高校生、専門学校生などの若年層に対しての啓発が抜けているように思うので、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（伊藤調整担当係長） 今回、幼児と小学生に対して手洗いソングのCD等をお渡し、事業として割とうまくいきましたので、それをもとに中学生やその上に対してもこれから検討していくところでございます。

それから、大学生等については、食肉の生食が事件になる前から飲み会などでレバ刺しを食べることがありましたので、そんなに大きくやっていたわけではないのですが、各区から大学生向けに情報発信を実施してきましたので、今後も検討していきたいと思

ております。

○池田会長 それでは、次に行きたいと思います。

二つ目の議題の推進計画構成案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） 引き続き、私から、推進計画構成案についてご説明いたします。

資料3の推進計画施策展開の整理と資料4の推進計画構成案をご用意ください。

まずは、前回の5月21日の会議のおさらいをさせていただきます。

このとき、皆様にお知らせしましたのは、スライドのように、基本施策1から7までです。1の生産から販売までの安全の確保、2の事業者の自主的取り組みの促進、3の危機管理の強化・充実、4の食品等の安全性に関する学習、5の相互理解の推進、6の市民の取り組みの促進、7の食産業・観光の振興への寄与を検討してまいりますとご案内いたしました。

そして、先ほどの基本施策3の危機管理の強化・充実についてです。自主回収報告制度の推進と緊急事態への対処を新規で入れさせていただきました。そのほか、平成27年6月から食品表示法が施行されますので、5の相互理解の推進の（4）に新規で適正表示の推進を入れさせていただきました。

今後の計画の方向性につきまして計画の中で強化・充実させる施策は、基本施策2の事業者の自主的取り組みの促進と基本施策4の食品等の安全性に関する学習と基本施策7の食産業・観光の振興への寄与です。

次に、資料3の右側も一緒にごらんください。

それから変更がございまして、前回、委員からフードチェーンという言葉を入れてはどうでしょうかというお話がございました。ただ、フードチェーンだけですとわかりにくいこともまだあるかと思ひまして、このように括弧書きで入れ、基本施策1を「生産から販売まで（フードチェーン）の安全確保」といたしました。さらに、基本施策1の施策の展開に追加したものは、施策の展開3の国、関係団体・機関との連携です。以前から当然のこととして、国、関係団体・機関とは連携しておりましたけれども、札幌市の施策として、例えば、経済局などもそうですが、札幌市にあまりこだわるのではなく、北海道と連携し、オール北海道で経済振興などを打ち出すことが最近はかなりふえてまいりました。また、北海道のほかに国との連携も欠かせません。そこで、基本施策1の生産から販売まで（フードチェーン）の安全の確保に入れさせていただきました。

それでは、スライドをごらんください。

前回ご案内したときに、基本施策6の市民の取り組みの促進を入れさせていただいたのですけれども、事業者、市民の連携・協働の観点から基本施策2の事業者の自主的取り組みの促進と対になるように、市民の取り組みの促進という形で基本施策に出させていただきました。しかし、この内容を検討しましたところ、市民への啓発等に関しましては、基本施策4の食品等の安全性に関する学習もあります。

市民の取り組みの促進についての内容は、市民みずから食の安全・安心について自主的に考え、ボランティア団体などを組織することを想定して、そういうことができないかと考えておりました。ただ、現実的にそこまで到達するには、学習する機会を提供するなど、先ほど委員からもお話がありましたけれども、普及啓発に力を入れて、段階を踏んでからにしたほうがいいのではないかという意見が多くありました。事業者の自主的取り組みの促進につきましては、事業者に対して力を入れてやらなければいけないことなので、それと対比するような形で出すには施策としては大き過ぎるのではないかと考えました。

そこで、基本施策4の食品等の安全性に関する学習の(4)市民の自発的取り組みの促進のところに吸収、統合させてはどうかという意見があり、そのように反映させていただきました。

まず、基本施策4の施策の展開1の学習する機会の提供、施策の展開2の食育の推進でこうしたことを学んでいただきながら、その後、モニター等で人材の育成をして、最終的に市民の自発的取り組みの促進を促したいと考えております。ですから、施策から削除したわけではないのですけれども、段階を一つ落とさせていただきました。

次に、基本施策5の相互理解の推進です。

ここでは、施策の展開5地産地消の推進を追加させていただきました。

地産地消の推進につきましては、この前の基本施策4の食品等の安全性に関する学習の食育の推進に入れるように考えていたのですけれども、庁内の関係課長会議の中で、経済局と観光文化局サイドから地産地消については力を入れているところなので、食の安全・安心を含めて、北海道産のものを利用することに力をもっと入れてもう少し出してほしいという意見がございましたので、相互理解の推進ところに地産地消の推進を施策の展開として入れさせていただきました。

そこで、現在の状況です。

資料3にあるような基本施策1の生産から販売まで(フードチェーン)の安全の確保、2の事業者の自主的取り組みの促進、3の危機管理の強化・充実、4の食品等の安全性に関する学習、5の相互理解の推進、6の食産業・観光の振興への寄与ということで、基本施策が一つ減り、少しコンパクトにはなりましたが、基本施策はこのような案で動いております。

続きまして、資料4をごらんください。

左側の黄色い部分が推進計画の構成案になっていまして、現在検討しているものです。右側の緑色の部分がさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンで、現行で行っている項目になります。それから、左側の青字の部分に関しましては、今回、新規、あるいは追加、修正等を加えたものになります。

それでは、推進計画の構成案について、簡単ではございますが、説明させていただきます。

まず、基本施策1の生産から販売まで(フードチェーン)の安全確保です。

施策の展開 1 の市内で生産される農畜産物の安全の確保です。

(1) から (4) までは農業支援センターでやっていることですが、農薬の適正使用、家畜伝染病、肥料、これは前回と変わりません。ただ、環境保全型農業の推進ということで、土壌診断は先ほどやっているところと説明しましたが、GAP という農業生産工程管理手法の導入支援とエコファーマー制度の推進を入れさせていただきました。

農業生産工程管理手法は、各工程で記録、点検等を行うことで商品の安全性の向上、環境の保全等を図るといった手法であり、その導入支援を行っています。それから、エコファーマー制度の推進は、土づくりを通じて農薬化学肥料の削減など、環境の負荷軽減に取り組む制度でございます。

次に、施策の展開 2 の製造・加工、流通及び販売における食の安全確保です。

(1) は特に変更はございませんが、食品関連施設の監視指導、重点監視対象施設の設定、それから、夏期と年末に食品衛生監視を行っています。こういうことも含めまして、監視指導を徹底したいということです。

次に、(2) 札幌市中央卸売市場における監視指導です。監視指導と食品の検査以外にも早朝監視をやってございまして、有毒な魚介類、キノコ、山菜等の排除をこれまでどおり実施していきます。

次に、(3) 食中毒防止対策です。腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策、ノロウイルス対策のほかに、最近ふえましたアニサキス対策を入れさせていただいています。

次に、(4) 適正表示対策です。食品表示法の施行が平成 27 年 6 月から始まりまして、事業者に対する対策になりますが、食品製造及び販売施設の指導、アレルギー表示の徹底と栄養表示、広告等に関する指導につきまして、健康企画課が行っております虚偽や誇大表示等の指導についても行っております。そして、食品表示法の施行に伴う周知徹底も一つの大きな事業になってくると思いますが、やっていきたいと思っています。

次に、(5) 収去検査です。これは、これまでどおり、市内製造流通品の安全性の確認、違反、不良食品等の排除を実施してまいります。

次に、(6) 観光イベント対策です。札幌市では観光に力をかなり入れており、観光文化局でもオータムフェストの拡大などを考えております。ここに運営協議会等と書いてございますが、実行委員会を組んでああったイベントはやっているのですけれども、実行委員会で計画している段階から説明会等を開いて指導を徹底していきたいということです。それから、開催期間中にはクレームも結構来ることがございますので、見回り等を強化しながら指導を徹底していきたいと思っております。

次に、(7) 市民相談対応です。食の安全に関する相談対応、栄養表示、広告等に関する相談等も今後はやっていきたいです。それから、調査研究の推進については、職員がふだんの業務をしながら、その中で発見したことや改善できることなどを含めて調査研究を行っています。それを北海道や全国で発表し、食品衛生監視員の資質向上について邁進してまいりたいと考えております。

次に、施策の展開3の国、関係団体・機関との連携です。

これは、先ほど追加させていただきましたというご説明をしましたが、国、関係団体との連携と国等への協力要請と意見の提出があります。北海道や国との連携もごさいますが、関係会議等がごさいますので、そういうところを活用して、国等に対して必要な協力を求めるとともに、積極的に札幌市や北海道の意見として述べます。これは、これまでどおり連携・協働してしっかりやっていきたいと思っております。

次に、基本施策2の事業者の自主的取り組みの促進です。

施策の展開1の事業者の自主的取り組みへの支援です。

(1)のHACCP導入型管理運営基準の推進と(2)札幌市食品衛生管理認定制度の推進では、札幌市で「しょくまる」をつくっているのですが、北海道にも北海道HACCP自主衛生管理認定制度があります。消費者にとっては同じような制度に見え、札幌市と北海道の違いが外からわかりづらいこともありますので、今後はオール北海道で北海道HACCP自主衛生管理認証制度との一部統合をしようと考えております。

この件に関しましては、国からもHACCPによる自主管理を広げてくださいというような通知等も出ているのですが、国の施策として輸出額をふやしたいために、管理認証制度をとらせて食品衛生管理を徹底させたものを輸出したいというような政策を打ち出しておまして、それを強化するものごさいます。今は小項目となっていますけれども、事業者の自主的取り組みへの支援のように、HACCPの自主管理の推進につきましては、施策の展開まで上げるかもしれません。ただ、今は流動的というか、内部で検討しているところです。

次に、(3)さっぽろ食の安全・安心推進協定です。これにつきましてはメリット等をもう少し工夫しながら、今後、強化してまいりたいと考えております。それから、先ほど若干説明しましたが、バリアフリーやアレルギー表示等をまとめたおもてなし推進事業もやっていきたいと思っております。

次に、(5)事業者向け講習会等の実施です。食中毒予防、食品表示等に関する講習会の実施です。あるいは、今後は条例等を変更していきますし、食品表示法もごさいますので、講習会もきちんと実施してまいりたいです。

次に、(6)食品衛生優良施設等の表彰です。所長表彰、市長表彰等についてもやってまいります。

施策の展開2の札幌市の施設における自主管理の推進です。

学校、保育所における給食の安全確保については、今後も同様に、こういった指針等を用いていきたいと思います。また、今、放射性物質の検査は震災後から継続しておまして、今後も実施していくということで載せてごさいます。

次に、(2)は「食物アレルギー食」と書いてしまったのですが、「食物アレルギーへの対応」の誤りですので、もし「食」という言葉が入っていましたら削除してください。保育所等における食物アレルギーの対応マニュアルと学校給食もマニュアルにのっって

やります。

次に、(3)の中央卸売市場における食の安全の確保です。品質管理マニュアルの整備も今後はやってまいります。

3ページに参りまして、基本施策3の危機管理の強化・充実です。

これまで同様に連絡体制の強化については、警報、注意報の発令、発生時及び発生事後対策、また、食品の安全確保に係る人材の養成ということで、食品衛生監視員の資質向上のためにさまざまな研修会に参加したり、内部外部ともに研修をして、研さんを積みます。

それから、(3)発生時を想定した模擬訓練等の実施です。健康危機管理シミュレーション訓練を今後もやっていきたいと思っています。内容につきましては、ホテル対象とかいろいろとあるのですけれども、内容と場所を変えながら、年に1回はやっていきたいと考えております。

先ほど説明が不足していましたが、右側の赤い文字につきましては、そのまま左側にはスライドしていないのですけれども、別の施策のところに移行しておりますという意味です、なくなったわけではありません。

次に、施策の展開2の自主回収報告制度の推進です。

先ほどスライドで説明させていただいたもので、また絵を載せております。制度はできたのですが、事業者の方にはもしかしたら知らない方もいらっしゃるかもしれないので、もきちんと周知啓発をして、自主回収、報告を促していきたいと考えております。

次に、施策の展開3の緊急事態への対処です。

(1)の緊急時のモニタリング体制の整備です。これは危機管理対策室が主導でやっているのですけれども、地域防災計画(原子力災害対策編)に基づく体制を整備していきます。原子力の災害等があったときに食品の検査体制をどうするかといったことを含めて、食品だけではなくて、大気なども含めて検査体制をきちんと整備していきます。また、(2)ですが、緊急事態があった場合には、公表、説明の機会を設けて皆さんに周知してまいります。

次に、4ページの食品等の安全に関する学習です。

(1)の市民向け出前講座等の実施は、出前講座を今後もやっていくということです。

次に、(2)の消費生活講座等の実施です。これは消費者センターがやっているもので、ビジョンの中ではセミナーをやっているということだったので、今後は実際に体験できるような講座に力を入れたいとおっしゃっていたので、こちらに載せました。

実際に、セミナーでは1回のが数が240人ぐらいだったので、こういった講座に関しては二、三十人程度で、そういった少人数を対象に食品関係の講座を開き、実際に体験するものをしていきます。

次に、(3)の子どもを通じた家庭向け食中毒予防啓発です。先ほど委員からも食中毒予防について工夫のご意見等がございましたが、保育園児もそうですけれども、小学生などを対象に、食中毒予防のミニポスターや食品表示の読み方などを小さいポスターなどに

して小学生に持って帰っていただき、家庭でも一緒にそれを考えてもらって、冷蔵庫に張るなどして、食中毒予防の実施を今回は一斉にやってみようかと計画してございます。

次に、(4)の子ども向け体験学習会の開催につきましては、Gメン事業をやっていきます。

次に、(5)の給食等における学習です。教育委員会や保育所からのお便りなどを通じてやっていきます。

次に、(6)の学生との連携による事業実施についても、今後も続けてまいりたいと思っております。

次に、施策の展開2の食育の推進です。

(1)のさっぽろ食スタイル推進事業です。健康企画課でやっている北海道型食生活の事業がございまして、北海道産のものを食べましょうという地産地消と環境に配慮した食生活を送りましょうということで、北海道産のものを無駄なく調理するようなレシピを紹介しております。

それから、保育所で行っているのが離乳期講習会、親子料理教室です。親子料理教室は健康企画課などで行っているのですけれども、こういったことも食育としてやっています。また、食生活改善推進員養成講座は、私たちは食改善さんと呼んでいるボランティアで組織しているものがありまして、親子料理教室などに一緒に参加してもらい、子どもに料理を教えていただくなど、推進員を養成する講座になっております。そして、さっぽろ学校給食フードリサイクルは、先ほどもちょっとお話ししましたが、給食で残ったものを堆肥化し、それで食物を育てて、給食として提供する事業になります。さらに、保育所で行っている食育講座も載せております。

今回は、項目だけで、文章の内容をまだお見せできませんので、具体的に想像できにくいところはあるかと思いますが、ご了承ください。

次に、施策の展開3の人材の育成です。

(1)の食の安全・安心モニター制度と(2)の食改善の養成講座を再掲しております。

次に、施策の展開4の市民の自発的取り組みの促進です。

(1)の学習意欲を高める仕組みづくりです。これもモニターを中心とした学習会を今後検討するなど、今、中身を検討しているところでございます。

次に、(2)ボランティアとの連携ですが、食生活改善推進員を活用して一緒に取り組んでまいります。

次に、5ページの基本施策5の相互理解の推進です。

これも、情報の発信、キッチンメール、ホームページ等をやってきたとお伝えしたのですが、今後は、SNSによる発信を考えております。フェイスブックやツイッターなどを想定しております。また、札幌市のグルメ情報誌があると思うのですけれども、そういうものにも載せて、幅広く周知等をしていきたいと思っております。

次に、(2)事業者等との連携による情報提供です。これは、これまでどおり、協定や

おもてなし事業等で情報提供を行っていきます。

次に、(3)の展示、イベント等による情報提供です。パネル展示、あるいは、消費者センター、中央卸売市場の常設展示等を利用していきます。

次に、(4)の給食等における情報提供です。食のウォッチングとは、保育士たちにトピックや食中毒も含めて情報提供をしていくということでした。

次に、施策の展開2の事業者による情報の公開及び提供の推進です。

再掲にはなってしまうのですが、協定事業やおもてなし事業によって、事業者の取り組みについてもっと積極的に公開していきます。

次に、施策の展開3の情報及び意見の交換の促進です。

(1)の意見交換会の開催では、市民交流事業を行います。そして、(2)市民・事業者の意見の反映は、パブコメ、市民アンケート、推進会議、モニター等を通してアンケートをします。あるいは、この場の意見等を踏まえまして、施策に反映していきたいと思っております。

次に、施策の展開4の適正表示の推進です。

先ほどの適正表示対策は事業者向けだったので、これに関しましては、どちらかというと市民向けになっております。市民向け講習会など、表示についてなかなか取り組めないような中小企業向けの講座を展開してまいりたいと思っております。また、リーフレットを作成したり、関連機関との連携強化、相談窓口がいっぱいありますというご意見もありましたので、こういったものを整理して、速やかに周知できるような体制にしたいと思っております。

そのほか、アレルギー表示等のことから、食の安全・安心おもてなし推進事業を行います。また、北海道機能性食品表示制度は平成25年4月からやっているものになります。カスピ海ヨーグルトをご存じでしょうか。ああいった商品につきましては、研究論文に基づいて認定しておりまして、それをパッケージに表示する商品になってございますが、健康ニーズに対して的確に情報提供するということです。また、ブランドとの差別化を図るということで、経済局からは入れていただきたいということだったので、載せました。

次に、施策の展開5の地産地消の推進です。

(1)のさっぽろとれたてっこの推進です。これは、先ほどちょっと説明しましたが、環境に配慮した農産物を認証する制度になっております。

(3)の地産地消を進める各種イベントの実施につきましては、中央卸売市場の消費拡大フェアなどがございます。

(5)のさっぽろ食スタイル事業です。これは、先ほど北海道産のものを使ってやりますと説明させていただきました。

次に、最後のページの基本施策6の食産業・観光の振興への寄与です。

(1)に観光イベント対策を再掲させていただきました。観光の発展、食産業の発展は非常に重要なことですが、そのベースに我々の食の安全・安心がなければ成り立ち

ませんので、そういった監視指導を含めた対策を講じ、イベントを支えるため、（１）にきちんと入れました。

また、（２）の庁内施策を視野に入れた食のブランド力の向上、おもてなし推進事業や北海道機能性食品表示制度、（３）の札幌市食品衛生管理認定制度、「しょくまる」の推進につきましても、もう少し力を入れ、食産業・観光、輸入、輸出も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（４）の地元の企業との連携・協働です。さっぽろ食の安全・安心推進協定も含め、地元の企業と連携・協働して進めてまいります。

次に、（５）中小企業の経営基盤強化への支援です。各種支援事業の実施ということで、輸出仕様食品製造支援事業、外食産業海外支援事業、フード特区関連大型設備投資利子助成があります。これは経済局の事業になりますが、補助金を出したり利子助成等を行いながら、中小企業が海外に出店する場合も含めましてサポートする制度です。ただ、括弧書きさせていただいているのは見直しを随時図っているためであり、こういった文言を直接載せるかどうかは検討中でございます。

次に、（６）効果的な広報です。これは、市長政策室などと協力しながら今後もやってまいりたいと思います。

最後になりますが、右下の地産地消の推進及び環境への配慮と災害等への備えを通じた安心の創出です。これは、（２）の赤字の土壌診断等による環境保全型農業の推進と（５）のさっぽろ学校給食フードリサイクル以外の項目については、ほかの部分で吸収、統合させていただいております。また、食料等の確保につきましては削除させていただいております。

以上が推進計画構成案の項目になります。

○池田会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しましてご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。

○行方委員 ４ページの基本施策４の（２）消費生活講座等の実施がありますね。これは札幌市消費者センターから私ども消費者協会が受託事業としてずっと行っているものですが、説明の中では１回で２４０名というご説明があったと思うのですが、７回で２４０名ですね。

エルプラザは２４０名入るのは大ホールしかないのです。大研修室でも最大９０名です。消費者センターがエルプラザに持っている部屋は、５０名定員と３０名ぐらいの定員で、テスト室には実験台が６台ぐらいあり、せいぜい３６名ぐらいなのです。

こちらの資料１の５ページには１の学習の推進と人づくりの消費生活セミナー等の実施のところでは年間約７回、２４０人となっておりますので、補足させていただきたいと思いました。

また、夏休みや冬休みには子どもたちを集めて、食品の着色料について、自然のものと合成のものについてもやっております。若いお母さんたちなんかは自然のものであれば安

心かなと思っている方も大勢いらっしゃるのですけれども、例えばサボテンにつくエンジムシによって赤い色がつくのです。実際に大手の清涼飲料水にも使われていまして、酸味料を入れることによってオレンジ色になるのですが、そういうような実験をいたしました。また、清涼飲料水の糖分はこんなに多いのですよという形で見せたりしておりますので、お知らせしたいと思いました。よろしく願いいたします。

○事務局（伊藤調整担当係長） どうもありがとうございました。

○梶原委員 時間の関係もありますので、簡潔に申し上げたいと思います。

資料3で説明したほうがわかりやすいと思います。

前回の会議でも私はこだわって言ったのですけれども、資料3は左がビジョンの現行、右が推進計画案ですね。推進計画案を見ますと、確保、連携、推進、促進など、いろいろな言葉が出ています。市役所が使う言葉と市民が思う言葉は違うと思って、この前も言ったつもりです。支援や育成、推進、促進、徹底、義務化などを使うのですけれども、これを市民の皆さんが見たときにどうかです。

例えば、3の危機管理の強化・充実がございまして、(2)で「【新規】自主回収報告制度の推進」と書かれますと、100の事業者があったとすれば、90が自主報告をして、10が自主報告しなかったとしてもやむを得ないです。だから、推進ということだと思うのです。

それから、5の(5)に「地産地消の推進」とありますね。地産地消ですから、道内産のものを皆さん食べましょう、100人のうち、90人は食べるけれども、10人は仕方なく道外のもの食べた、これは推進だからこの言葉でいいと思うのです。

しかし、何回も私が言いましたように、5の(4)の適正表示です。これはきちんと表示しなさいということだから、推進するのではなくて、徹底や義務化と言わないといけないと思うのです。食品表示をしてもしなくてもいいのなら推進だと思うのですが、適正表示というのはきちんと表示しなさいということだから、これは90%の人が適正表示して、あとはしなくてもいいということではないと思うのです。ですから、適正表示という言葉を使った以上、徹底や義務化という言葉を使わないと、市民の皆さんは何かなと思うと私はこの前に言ったつもりです。

だから、例えば材料が米とかこうじとかなんとかは書いても書かなくてもいいのですか。スーパーで売っているものは書いても書かなくてもいいのなら、書くようにしましょうということで推進だと思うのです。適正にちゃんと書きなさいと言ったらちゃんと書かすのだから、これは徹底してもらわないといけないと思うのです。ですから、この表での言葉遣いは徹底や義務化となるのではないですか。前の条例をひも解いてみると、一番最初に適正表示の推進という言葉を使ってしまっているからかもしれません。

地産地消の推進なら、90%道内のものを使いましょう。でも、仕方なく10%はいいよということは、推進だからいいのです。100%道内産のものではないと絶対だめだと言うのだったら、地産地消の徹底となると思うのです。

適正表示とは、うそをつかないでちゃんと表示してくださいということだから、推進ということでのいいのですか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 法律に基づいて絶対必要な項目の場合には徹底ということは、確かに委員がおっしゃるとおりだと思います。

先ほどの資料4にも、ここの部分の細かい話を書いています。1ページの適正表示のところではアレルギーや栄養成分の話がありまして、任意表示で書くことが望ましい項目もございます。例えば、アレルギーの任意表示もありますし、栄養成分の項目は義務化ではなくて、望ましい項目もあるのです。

○梶原委員 そうしたら、適正表示という言葉を使わないかもしれません。適正表示と使われてしまったら、見た人は、新聞でも、あるいは、市民の適正表示と見てしまったら正しい表示と思うのではないですか。だから、食品表示の推進ならわかります。

○事務局（細海食の安全推進課長） 委員のお話は、適正ということであれば徹底ということですね。適正ではない言葉であれば推進も可能かと思います。適正を使えば徹底でしょうから、これは事務局で次回まで預らせていただいて、もう一度検討して、わかりやすい表記にしたいと思っております。

○池田会長 それでは、次回までをお願いいたします。

ほかにご質問やご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 ないようですので、本日の意見は事務局で推進計画案の参考にしていただきたいと思います。

それでは、議題3のその他です。

事務局からございますでしょうか。

○事務局（細海食の安全推進課長） 事務局から2点ほどご報告させていただきます。

1点は、最初のときにイオンの松岡委員がおくれて来られるのではというお話をさせていただいたのですが、会議が始まって間もなく、委員から、急用ができて出席できないというご連絡がありましたので、松岡委員につきましては、本日、欠席ということをご報告させていただきます。

もう一つは、次回の予定でございます。

次回の会議は9月ごろの開催を考えてございます。次回の会議では、今日いただいたご意見を踏まえて、具体的な項目の中身、本文を案として示させていただき、各委員からご意見等をいただければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

具体的な日程につきましては、近くなりましたら調整させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○池田会長 ありがとうございます。

それでは、各委員から何かございましたらお願いしたいと思っております。

(「なし」と発言する者あり)

3. 閉 会

○池田会長 なければ、これもちまして、本日の議事は終了し、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以 上